

「総合型基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項(依頼)」の発出

対象	DB	厚年基金	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ポイント

- 総合型確定給付企業年金基金（以下、総合型DB）のガバナンス見直しに関して、厚生労働省から事務連絡※1が、2018年12月27日に発出されました。
- 主な内容は以下のとおりです
 - ・ 2018年6月22日「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」※2で通知された総合型DBに関する公認会計士等と合意された手続業務（以下、AUP）※3の手続および実施スケジュール等
 - ・ 年金経理の年金資産（純資産）が20億円超の総合型DBが対象
 - ・ 2019年度決算（2019年4月1日から2020年3月31日までの間に開始する事業年度の決算）から適用
- なお、2019年1～2月頃に、企業年金連合会による「総合型企业年金基金 AUP実践ハンドブック～AUPを効率的に受けるために～」及び日本公認会計士協会による「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」が公表される予定

※1 [「総合型基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項\(依頼\)」](#)

※2 [「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第77号）の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」](#)（平成30年6月22日企発0622第1号）

[（ご参考）確定給付企業年金制度の主な改正（平成30年6月22日施行）](#)

[（ご参考）「三菱UFJ年金ニュース No.466」](#)（平成30年6月25日）

※3 Agreed Upon Procedures（合意された手続）

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また、本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

事務連絡の内容

< 会計監査及びAUPの性質 >

項目	内容
AUPの性質	<ul style="list-style-type: none"> ✓ AUPの業務提供者(公認会計士等)と総合型DBとの間で、確認する具体的な手続についてあらかじめ合意したうえで、業務提供者は当該合意された手続を実施 ✓ 総合型DBは、業務提供者から報告された手続の実施結果に基づいて、自らの責任で結論を導くことが基本となる ✓ 監事が当該実施結果を活用して監査を実施し、自らの責任で結論を導くことにより、総合型DBは、最終的にAUPの実施結果を踏まえた評価を得ることができる

< スケジュールについて >

項目	内容
業務提供者名簿の提示	<ul style="list-style-type: none"> ✓ AUP導入に際し、公認会計士に対して年金基金の実務等に関する研修を行い、当該研修を受講した公認会計士の名簿について、2019年5~6月頃に総合型DBに提供予定(その後は定期的に更新予定) ✓ 各基金の契約相手としては、当該名簿の登載者を推奨
実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ✓ AUPの結果は、監事監査に活用するため、少なくとも監事意見書の提出前に完了させておくことが適切である ✓ 3月決算の場合、2019年度中に、決算の確定を待たずに実施可能な手続について先行実施し、2020年4月以降は、残りの決算数値に係る手続を実施する方法が考えられる ✓ この場合、逆算して、2019年12月までの間に実施する手続を決定し、業務提供者との契約を完了させることが望ましい

【AUPのスケジュール例(3月決算の場合)】

項目	実施内容の概要	2019年7~12月	2020年1~3月	2020年4~5月	2020年6~7月
契約段階	事務体制の把握				
	実施手順の決定	→★			
	その他の契約手続	★			
手続実施段階	事務体制の把握		→		
	期中に係る手続の実施		→		
	期末以降に係る手続の実施			→★	★ 手続実施完了
実施結果報告書提出段階	実施結果報告書の提出				→★ 報告書提出

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また、当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

事務連絡の内容（続き）

<スケジュールについて>（続き）

項目	内容
契約段階	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各基金と業務提供者との間のAUPの契約にあたって、両者間でAUPの具体的な実施手続を協議・決定する必要がある ✓ 契約の仕方については、以下の二通りが考えられる <ol style="list-style-type: none"> ① 契約締結時点で、具体的な実施手続の内容について協議し、実施手続を記載した契約書を締結 ② 具体的な実施手続については後日協議のうえ決定する旨を明記した契約書を締結した後、ヒアリング等を行ったうえで覚書などを締結
手続実施段階	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務提供者は金融機関に関する確認手続を行う必要があるため、総合型DBは当該確認のための依頼状を準備し、2020年3月以降、業務提供者に渡しておくこと
実施結果報告書提供段階	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総合型DBは、監事監査の時期を考慮のうえ、業務提供者との間でAUPの実施結果報告書の提出時期についてあらかじめ協議しておくこと

<契約方法、予算及び決算に係る事項について>

項目	内容
契約の方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 随意契約の他、競争入札によることも考えられるが、各基金における諸規程に従い、適切に契約すること
予算の見込み方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2019年度予算の策定にあたってAUPの実施に係る費用を見込む必要がある
実施費用の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一括払いのほか、月払いや四半期払い等が考えられるが、業務提供者との間であらかじめ協議しておくことが望ましい
決算時に実施費用を計上する勘定科目	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 損益計算書における業務経理業務会計の費用勘定の大分類「業務委託費」のうち、中分類「業務委託費」に該当、小分類科目としては「AUP費」を新たに作成のうえ、当該科目に計上する
実施費用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 費用については、基金の内部統制の整備状況や運用資産の保全状況等により変動するが、厚生労働省で試算した結果、64～87万円程度と見込まれている

<実施結果の活用及び開示について>

項目	内容
AUP実施結果報告書の特質	<ul style="list-style-type: none"> ✓ AUPは会計監査と異なり保証業務でないため、AUPが保証業務と誤認されないよう、AUPの実施結果報告書において保証業務でない旨が明瞭に記載される ✓ 手続の目的等を知らない者にAUPの実施結果報告書を誤用されないように、手続等に合意した関係者のみに配布及び利用が制限される

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

事務連絡の内容（続き）

<実施結果の活用及び開示について>（続き）

項目	内容
監事監査における実施結果報告書の活用及び監事の役割	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監事は、AUPの実施結果を監事監査の補完的資料として活用し、自らの責任において財務諸表が基金の運営実績を適切に表示しているか否かについて確認し監事意見書として提出すること ✓ 内部統制に係る業務の改善に関する事項について、必要に応じて意見の提出及び代議員会への報告を行うこと
実施結果報告書の開示の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ✓ AUPの実施結果報告書は、その性質上、配布及び利用について一定の制限が行われていることから、原則、代議員会等に限りて報告されるものと考えられる ✓ しかし、事業主、加入者及び受給権者に対しても基金の財務諸表等が運営実績を適正に表示しているか否かについて報告することは重要であることから、例えば、年金便りにおいて、AUPの実施結果を周知することが適切である（主な記載事項は次の項目を参照） ✓ 事業主に対しては、これに加え、代議員会にAUPの実施結果を報告した議事録や代議員会に監事監査の結果を報告した資料等を共有することも想定される ✓ 事業主、加入者及び受給権者から当該報告書の閲覧の希望があった場合、各基金は閲覧希望者にAUPの特質について説明し、業務提供者の合意を得たうえで開示することができる ✓ 行政当局から当該報告書の開示を求められた場合は対応要
年金便りにおいて周知する場合の主な記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ AUPは会計監査と異なり、実施した内容について結果を保証するものではない旨 ✓ 報告書を踏まえて実施された監事監査の意見及び代議員会の判断（なお、監事の意見及び代議員会の判断が「運営実績を適正に表示している」以外の場合においては、その内容及び代議員会の対応） ✓ 監事が業務の改善に関する事項として意見を提出した場合は、その内容及び代議員会の対応

<その他>

項目	内容
実務マニュアル及び実務指針の公表	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2019年1～2月頃に、企業年金連合会が設置した実務マニュアル及び研修内容作成委員会によるAUP実施のための「総合型企業年金基金 AUP実践ハンドブック～AUPを効率的に受けるために～」及び日本公認会計士協会による「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」が公表予定

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等に確認くださいますようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。